五　令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算において、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付金の給付をいう。）の支給要件の該当性を判定するために必要がある公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する事務	令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算において、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付金の給付をいう。）の支給要件の該当性を判定するために必要がある公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○外務省告示第二百八十一号

昭和四十年四月九日にロンドンで作成された「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の附属書の一部は、同条約第七条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、令和七年一月一日に効力を生じた。

（令和六年七月十日付け国際海事機関事務局長回章）

令和七年七月三十一日　　外務大臣　岩屋　毅

勧告規定7.11を次のように改める。

7.11　勧告規定

締約国政府は、不正な活動と戦う必要性を考慮し、海運業と緊密に協力しつつ、この附属書に定める簡易化の要件に基づき海上輸送に関する国の簡易化計画を作成することを検討すべきであり、並びに当該簡易化計画が不必要な障害及び遅滞を除去することにより船舶、貨物、乗組員、旅客、郵便物及び船用品の移動を簡易化するための全ての実際的な措置をとることを目的とするものとなるよう確保すべきである。

○財務省・厚生労働省・農林水産省告示第一号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件（令和四年財務省・厚生労働省・農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月三十一日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国） **第一条**　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。 一　畜産物　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア 二　水産物　アメリカ合衆国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、仏領ポリネシア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マカオ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシャス、モロッコ、ラオス又はロシア ２・３　（略）	（都道府県知事等が輸出証明書を発行する輸出先国） **第一条**　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「主務省令」という。）第四条第一号の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の主務大臣が定める輸出先国は、次の各号に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、当該各号に定める輸出先国とする。 一　畜産物　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、カナダ、キルギス、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシア 二　水産物　アメリカ合衆国、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、仏領ポリネシア、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシャス又はモロッコ ２・３　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。